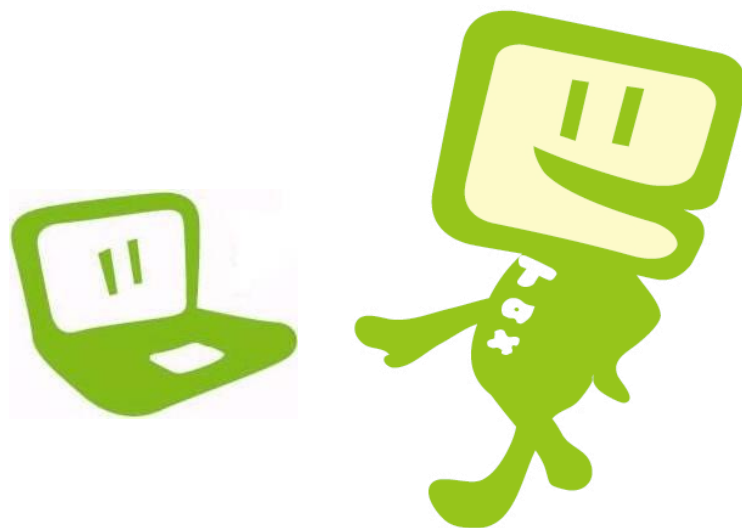


はじめよう!

e-Tax

NISAコーナーを利用した
NISAに係る手続編



令和 6 年 1 月
国税庁

～ はじめに ～

「NISA コーナー」を利用すると、金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に対して提供する届出事項等を、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して送信することができます。

また、「NISA コーナー」を利用すると、開始届出書のオンライン提出、CSVファイルからe-Taxへ送信可能なデータへの変換、電子署名の付与、送信までを一連の操作で行うことができます。

このマニュアルでは、「NISA コーナー」を利用したNISAに係る手順を説明しています。

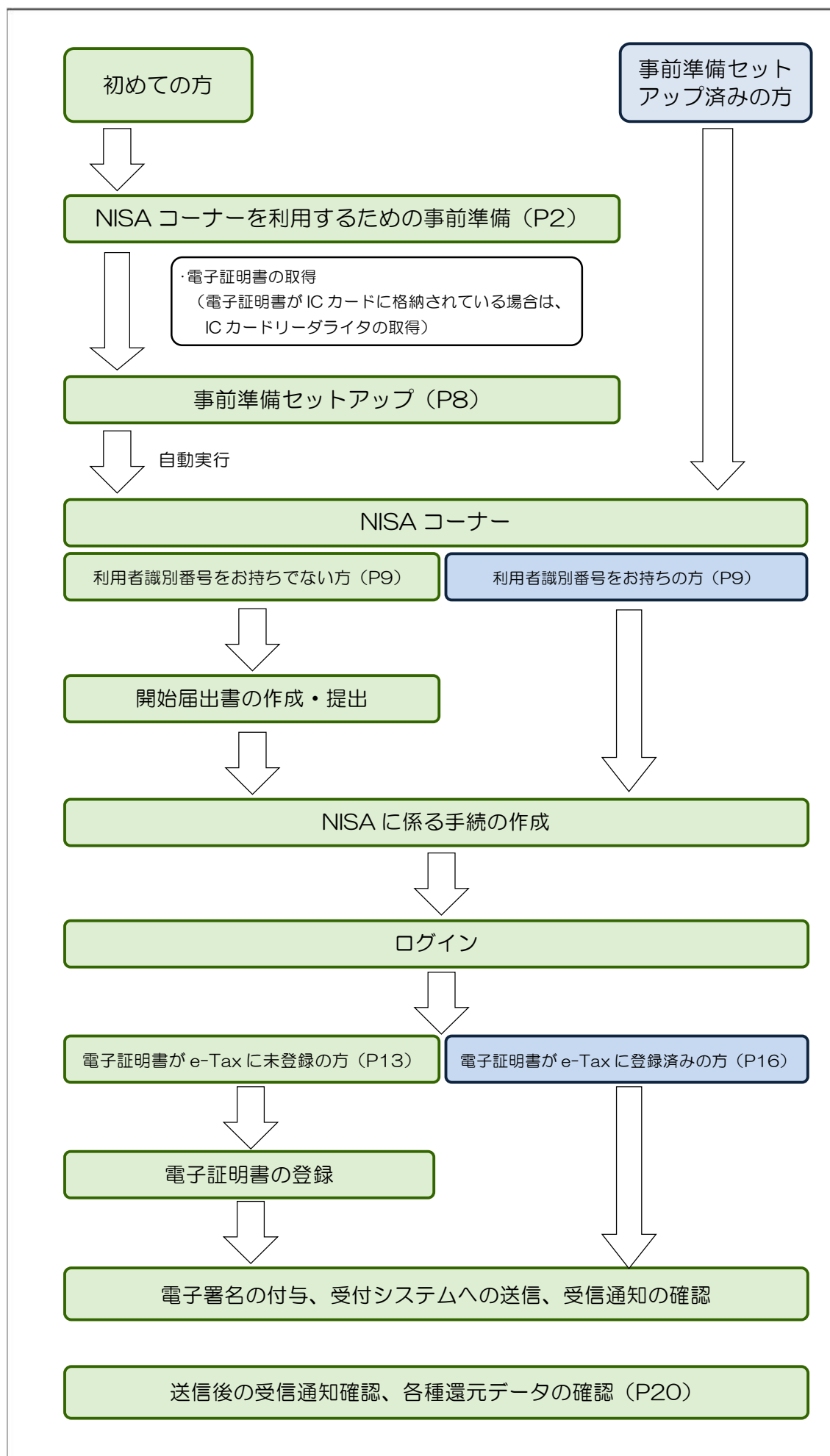


～ 目 次 ～

1	NISA コーナー フローチャート	1
2	NISA コーナーの利用に当たって	2
3	NISA コーナーの起動	6
4	開始届出書の作成・提出	9
5	NISA に係る各種手続の流れ	10
6	電子証明書の登録、電子署名の付与、受付システムへの送信、 受信通知の確認	13
7	送信後の受信通知確認、各種還元データの確認※	20
(巻末資料)		
	CSV ファイルチェックエラー	30
	その他エラーが発生した場合の対処	32
	(参考) XML 形式サンプルデータの見方	34

※ 各種還元データとは、「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」、「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」、「届出事項等データに関する記載不備情報」のことをさします。

1 NISAコーナー フローチャート



2 NISAコーナーの利用に当たって

(1) 「NISAコーナー」で作成・送信可能な手続

- 「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」又は「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」
- 「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」
- 「非課税口座異動届出書に記載された事項等」又は「未成年者口座異動届出書に記載された事項等」
- 「非課税口座移管依頼書に記載された事項等」又は「未成年者口座移管依頼書に記載された事項等」
- 「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)」又は「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)」
- 「変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)」
- 「廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)」又は「廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」
- 「提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)」又は「提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)」
- 「届出事項(非課税口座開設届出書に記載された事項等)」

(2) 利用上の注意事項

イ 利用可能時間

e-Taxの利用可能時間に限られます。

※利用可能時間については、e-Tax ホームページ>e-Tax の運転状況・利用可能時間 (https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm) をご確認ください。

ロ 事前準備セットアップ

「NISAコーナー」の利用には、「e-Taxソフト(WEB版)」及び「NISAコーナー」の事前準備セットアップをインストールする必要があります。

また、Windowsで「NISAコーナー」をご利用するに当たっては、事前にChromeウェブストアからブラウザの拡張機能「e-TaxAP」をインストールする必要があります。

※ 「NISAコーナー」の事前準備セットアップを行うことで、「e-Taxソフト(WEB版)」の事前準備セットアップを同時にインストールできます。

ハ 電子証明書

NISAに係る各種手続のデータの作成・送信には、電子証明書が必要となります。

なお、ICカードに格納されているタイプの電子証明書を使用する場合は、ICカードリーダーライタを事前に取得し、ICカードリーダーライタのセットアップを行う必要があります。

※ 利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページ>ホーム > 事前準備の流れ >2 電子証明書の取得

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm>)をご確認ください。

※ 既にe-Taxを利用されている方で電子証明書を登録済みの方は不要です。

(3) 推奨環境

【ハードウェア】

- ・ CPU：Pentium4(1.6GHz)以上(又はその相当品)
- ・ メモリ：1 GB以上
- ・ ハードディスクドライブ(HDD)：2GB以上の空きエリア
- ・ 画面解像度：1024 × 768以上

【Windows をご利用の方】

OS	ブラウザ	PDF 閲覧
Microsoft Windows 10	Microsoft Edge (Chromium) Google Chrome	Adobe Acrobat Reader DC
Microsoft Windows 11	Microsoft Edge (Chromium) Google Chrome	

※ 令和6年1月4日時点のものです。

【Macintosh をご利用の方】

OS	ブラウザ	PDF 閲覧
mac OS 11	Safari16.4	Adobe Acrobat Reader DC
mac OS 12	Safari16.4 Safari17.0	
mac OS 13		
mac OS 14	Safari17.0	

※ 令和6年1月4日時点のものです。

※ サポートが終了しているOS等を含め、上記以外は推奨環境外となりますので、使用できないおそれがあります。

※ OSについては、いずれも日本語版であることが必要です。

※ OSには、最新のサービスパック等を適用した上でご利用ください。

※ インストール・アンインストール・バージョンアップを行う際には、管理者権限が必要となります。

(注1) [留意事項](#)をご確認の上、e-Taxをご利用ください。

(注2) Microsoft Windowsの64bit版をご利用の場合、[e-Taxソフトをご利用になれない場合](#)がありますのでご注意ください。

(注3) ご利用のICカードリーダー及び端末の種類によっては、マイナンバーカード等のカードタイプの電子証明書による電子署名等が正常に動作しない場合があることを確認しております。

当該端末の IC カードリーダーライタの対応状況については、お手数ですが、ご利用中の IC カードリーダーライタのメーカーへお問い合わせください。

(4) 画面の説明

(NISAコーナーTOP画面)

NISAコーナー

利用者識別番号をお持ちの方は、「手続の作成」ボタンを押してください。
はじめてe-Taxをご利用の方は、「開始届出書の作成・提出」ボタンを押して、利用者識別番号を取得してください。

メインメニュー ● **NISAコーナーでは、ブラウザの「戻る」ボタン「更新」ボタンは押さないでください。**

- 初めてe-Taxを利用される方へ**
e-Taxを初めて利用される方は、開始届出書を提出して利用者識別番号を取得する必要があります。開始届出書は「開始届出書の作成・提出」ボタンからオンラインで提出することができます。
開始届出書の作成・提出 ● **開始届出書の作成・提出**
開始届出書の作成や提出をする場合にクリックします。
- 各種準備が完了し、手続を作成する方へ**
利用者識別番号の取得が完了しましたらNISAに係る手続の作成を行うことができます。「手続の作成」ボタンを押してください。
※CSVファイルのチェックのみ行うことも可能です。
※e-Taxへ送信する場合は電子証明書が必要です。
手続の作成 ● **手続の作成**
手続を作成する場合にクリックします。
- メッセージボックスの内容を確認される方へ**
メッセージボックスに格納された受信通知及び以下の還元データの確認を行うことができます。「メッセージボックスの確認」ボタンを押してください。
・申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報
・届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報
・非課税口座開設又は勘定設定の可否事項
・未成年者口座開設の可否事項
・申請事項等データに関する記載不備情報
※メッセージボックスへのログイン画面が開きます。
メッセージボックスの確認 ● **メッセージボックスの確認**
受信通知等を確認する場合にクリックします。
- 還元データの署名検証をされる方へ**
ダウンロードした以下の還元データには電子署名が付与されています。電子署名の検証を行う方は「署名検証」ボタンを押してください。
・届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報
・非課税口座開設又は勘定設定の可否事項
・未成年者口座開設の可否事項
署名検証 ● **署名検証**
電子署名の検証を行う場合にクリックします。

オプションメニュー ご利用環境のチェックを行う ● **推奨環境チェック**
推奨環境チェック画面について表示する場合にクリックします。

Copyright (C) 国税庁

(送信方法の選択画面)

ナビゲーション ●
操作が完了するまでのステップと、現在位置を示します。

前回ログイン日時 ●
前回ログインした日時を表示します。

ログアウトボタン ●
ログアウトし、Top画面に戻ります。

NISAコーナー

ログイン中
前回ログイン日時: 2016/02/23 16:31 ログアウト

手続の作成 ▶ 署名・受付システムへの送信 ▶ 送信結果の確認

送信方法の選択

本人送信を行う場合は1.を、税理士等による代理送信を行う場合は2.又は3.を選択して「次へ」ボタンを押してください。

- 1. 本人送信を行う
- 2. 法人の代理送信を行う
- 3. 個人の代理送信を行う

戻る 次へ

ページ先頭へ

Copyright (C) 国税庁

3 NISAコーナーの起動

- (1) e-Taxホームページへアクセスし、**サイトマップ**をクリックします。



- (2) サイトマップが表示されるので、**各種ソフト・コーナー**をクリックします。



- (3) 画面下へスクロールし、**NISAコーナーをご利用するに当たって**をクリックします。



(4) NISAコーナーをご利用するに当たって

【NISAコーナーを初めて利用する方】

次ページ（P8）に記載がある事前準備セットアップを行ってください。

【事前準備セットアップが終了された方もしくは、NISAコーナーを既に利用している方】

次のボタンをクリックし、「NISAコーナー」のTop画面に進みます。

 NISAコーナーを利用する 



市 サイトマップ よくあるご質問 お問い合わせ 文字サイズ 標準 大 ログイン

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 利用可能時間 各ソフト・コーナー

ホーム > 各ソフト・コーナー > NISAコーナーについて > NISAコーナーをご利用するに当たって 本文へ

NISAコーナーをご利用するに当たって

NISAコーナーでは、金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に対して提供する申請手続等を、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して送信することができます。

NISAコーナーを利用するに当たっては、以下の手順を実施してください。

1 利用規約の確認 ✓	2 利用環境の確認 ✓	3 電子証明書の取得 ✓	4 事前準備セットアップ ✓
5 開始届出書の提出 ✓	6 利用可能時間 ✓	7 利用する ✓	

(7) 利用する

以下のリンクから、NISAコーナーをご利用いただけます。なお、NISAコーナーの基本的な操作方法については、「[はじめよう！e-Tax NISAコーナーを利用したNISAに係る手続編](#)」をご確認ください。

 NISAコーナーを利用する 

事前準備セットアップ

「NISAコーナーをご利用するに当たって」画面から、以下の手順を実施してください
(<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxnisa/e-taxnisa1.htm>)。

お使いのパソコンに合わせて「事前準備セットアップ」ボタンをクリックすると、事前準備セットアップインストーラのダウンロードが行われます。ダウンロードした事前準備セットアップインストーラを利用すると当コーナーを利用するために必要なソフト等をインストールすることができます。

Windowsをご利用の方に関しましては、事前準備セットアップのインストール後、Chromeウェブストアから「e-TaxAP」も併せてインストールしてください。

なお、事前準備セットアップの詳細については、「(Windows向け)セットアップインストールマニュアル」または、「(Macintosh/safari用)セットアップインストールマニュアル」をご確認ください。

Windowsをご利用の方

01 事前準備セットアップ

インストールマニュアル「[\(Windows向け\)セットアップインストールマニュアル](#) PDF」を確認の上、「事前準備セットアップ」ツールをパソコンにダウンロードした上でご利用ください。

事前準備セットアップ (Windows用) (exe形式: 約8.2MB)

※ Microsoft Edgeをご利用の方は、Microsoft Storeを利用するためのアカウントが必要となる場合があります。

02 ブラウザの拡張機能「e-Tax AP」のインストール

Chrome ウェブストアへアクセスし、ブラウザの拡張機能「e-Tax AP」をインストールしてください。

Chrome ウェブストアへアクセスできない方は、よくある質問「[Chrome ウェブストアへアクセスすることができません。どうすればよいですか。](#)」をご確認ください。

Chrome ウェブストアへ



※ Microsoft Edgeをご利用の方で「[他のストアからの拡張機能を許可する](#)」の設定ができていない方は、「e-Tax AP」のインストールができません。

よくある質問「[Microsoft Edgeで「他のストアからの拡張機能を許可する」操作手順について](#)」をご確認ください。

Macintoshをご利用の方

インストールマニュアル「[\(Macintosh/safari用\)セットアップインストールマニュアル](#) PDF」を確認の上、「事前準備セットアップ」ツールをパソコンにダウンロードした上でご利用ください。

事前準備セットアップ (Macintosh用) (dmg形式: 約8.1MB)

* 正常にインストールするためには、管理者権限でログインする必要があります。

4 開始届出書の作成・提出

(1) 利用者識別番号をお持ちでない方

Top 画面
を表示する

- Top画面を表示し、「初めてe-Taxを利用される方へ」の開始届出書の作成・提出をクリックします。



届出書を選択する

- 提出する届出書を選択します。



開始届出書を提出する

- 法人名称（フリガナ）等必要事項を入力し、送信すると利用者識別番号、暗証番号が即時発行されます。



開始届出書の提出完了

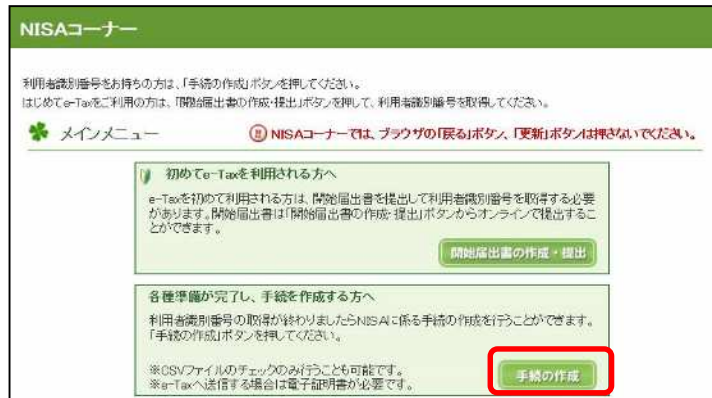
- 利用者識別番号が発行されました。発行された利用者識別番号は後ほど必要になります。

(2) 利用者識別番号をお持ちの方 開始届出書の作成・提出は不要です。

5 NISAに係る各種手続の流れ

Top 画面

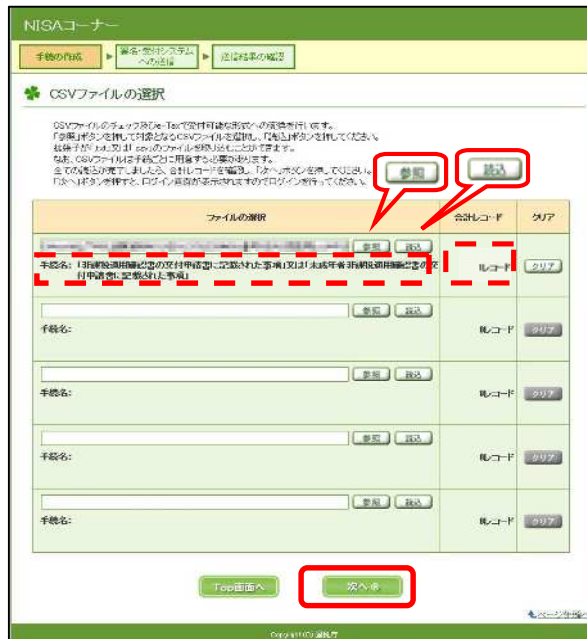
- Top画面を表示し、「各種準備が完了し、手続を作成する方へ」の「**手続の作成**」をクリックします。



CSV ファイルの選択

- **参照**をクリックし、CSVファイル（注）を選択します。CSVファイル選択後に**読込**をクリックします。読込んだCSVファイルの内容に応じて手続名、合計レコードが表示されます。確認が完了したら**次へ**をクリックします。

（注）CSVファイルの作成に当たっては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）に掲載している「届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について（法令解釈通達）」を参照してください。



- ※ 1 CSVファイルにつき合計レコードが5,000レコードを超える場合はエラーになります。したがって、1画面につき、最大5ファイル、合計レコード25,000レコードまで読込可能です。

※ この画面で CSV ファイルの内容チェックを実施します。内容不備等のエラーはエラー画面にて確認できます（P30）。

e-Tax にログイン

- 利用者識別番号、暗証番号を入力して「ログイン」をクリックします。

項目名	入力内容
利用者識別番号	(例)1234-5678-9012-3456 (半角数字)
暗証番号	(半角英数)
暗証番号の表示	<input checked="" type="radio"/> 暗証番号を表示しない <input type="radio"/> 暗証番号を表示する

送信方法の選択

- 送信方法を選択し、「次へ」をクリックします。
※ 金融商品取引業者等本人が送信を行う場合は、「1. 本人送信を行う」を選択してください。

本人送信を行う場合は1.を、税理士等による代理送信を行う場合は2.又は3.を選択して「次へ」ボタンを押してください。

- 1. 本人送信を行う
- 2. 法人の代理送信を行う
- 3. 個人の代理送信を行う

提出先税務署等の入力

- 提出先税務署等を選択後、提出者情報を入力し、「次へ」をクリックします。本店等による一括提供の場合は、本店等を所轄する税務署を選択します。

項目名	入力項目
提出先税務署等 ※必須	リストから(1)都道府県を選択し、(2)税務署名を選択してください。 (1)都道府県: [dropdown] (2)税務署名: [dropdown] 提出先の税務署等は「(1)都道府県」からご確認ください。

項目名	入力項目
金融商品取引業者等法人番号	[input] (半角数字) (例)1-2045-6789-0123
金融商品取引業者等名称	[input] (全角) (例)国税庁等
金融商品取引業者等所在地	[input] (全角) (例)東京都千代田区豊洲3丁目1番1号財務ビル201
代表者氏名	[input] (全角) (例)国税 次郎

※ 提出先税務署等の入力については、データ件数やパソコンの性能により、相当な時間がかかることがあります。

電子署名付与等

- 引き続き「電子証明書の登録、電子署名の付与、受付システムへの送信、受信通知の確認」(P13)に進みます。

6 電子証明書の登録、電子署名の付与、受付システムへの送信、受信通知の確認

(1) 電子証明書がe-Taxに未登録の方

電子証明書の登録

- 電子証明書が未登録の場合は、電子証明書の登録・更新をクリックします。

NISAコーナー ログイン中 画面再ログイン日時: 2016/02/23 10:37 ログアウト

手続の作成 電子署名の付与、受付システムへの送信 送信結果の確認

電子署名の付与、受付システムへの送信

以下の手続を受付システムへ送信します。電子署名を付与した後、「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。なお、電子証明書が未登録の場合や、新しく電子証明書を取得した場合は電子証明書の登録・更新を行う必要があります。

- 電子証明書の登録・更新を行う場合は、「登録・更新」ボタンを押してください。
ICカードを使用する場合は、ICカードをICカードリーダーに挿入してください。
- 電子署名を付与する場合は、「電子署名の付与」ボタンを押してください。
ICカードを使用する場合は、ICカードをICカードリーダーに挿入してください。
- 電子署名を削除する場合は、「電子署名の削除」ボタンを押してください。
- この手続では国税代理権限証明書を添付できます。添付する場合は、「添付書類」ボタンを押してください。
なお、電子署名の付与後に添付することはできません。添付する場合は、電子署名を付与する前に実施してください。
- 送信した手続の受信通知を格納するフォルダを指定する場合は、「フォルダ選択」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
手続名称	「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」
氏名又は名称	国報証券
個人番号又は法人番号	
提出先税務署等	税明税務署
添付書類	なし
提出年月日	平成28年2月23日

電子証明書	
項目名	登録内容
電子証明書	登録済み <input type="button" value="登録・更新"/>

電子署名の付与又は削除	
電子署名	
電子署名とは	未署名 <input type="button" value="電子署名の付与"/> <input type="button" value="電子署名の削除"/>
電子署名料数	0円

フォルダ選択	
受信通知の格納先フォルダ	フォルダ選択
未選択(共通フォルダ)	<input type="button" value="フォルダ選択"/>

媒体の選択

- 電子証明書が格納されている媒体を選択し、次へをクリックします。

※ カードタイプの場合、ICカードがICカードリーダーに挿入されていることを確認してください。

電子証明書の登録・更新

媒体の選択 >> 電子証明書の選択 >> 登録・更新内容の確認 >> 即時通知の確認 >> 受信通知の確認

媒体の選択

電子署名に使用する電子証明書を格納されている媒体(ICカード、又はICカード以外の媒体)を選択してください。ICカードの場合、使用するICカードがICカードリーダーに挿入されているか確認のうえ、「次へ」ボタンを押してください。

カードタイプの電子証明書をご利用の場合

上記以外の電子証明書をご利用の場合

電子証明書の選択

- 電子証明書が格納されたファイルの選択、パスワードの入力を行い、「次へ」をクリックします。（ここでは「上記以外の電子証明書をご利用の場合」を例に説明します。）

電子証明書の確認

- 電子証明書の内容を確認し、「登録・更新」をクリックします。

即時通知の確認

- 「即時通知」が表示されます。「次へ」をクリックし、電子証明書の登録結果を確認してください。
※ 「即時通知」は、再表示できないため、保存することをお勧めします。

受信通知の確認

- 電子証明書の登録結果として、受信通知が表示されます。閉じるをクリックします。

項目名	登録内容
利用者識別番号	
受付番号	
受付日時	

電子証明書登録完了

- 電子証明書の登録は完了です。登録内容が、「登録済み」になっていることを確認してください。続いて、電子署名の付与を行います。

項目名	登録内容
電子証明書	登録済み

(2) 電子証明書がe-Taxに登録済みの方

電子署名の付与

- 電子証明書が登録済み又は上記手順で電子証明書を登録しましたら、電子署名を付与します。**電子署名の付与**をクリックします。

媒体の選択

- 電子証明書が格納されている媒体を選択し、**次へ**をクリックします。

※ カードタイプの場合、ICカードがICカードリーダーに挿入されていることを確認してください。

電子証明書の選択

- 電子証明書が格納されたファイルの選択、パスワードの入力を行い、「次へ」をクリックします。（ここでは「上記以外の電子証明書をご利用の場合」を例に説明します。）

電子署名の付与

操作の進捗>>電子証明書の選択>>電子証明書の確認>>電子署名の付与完了

電子証明書の選択

電子署名に使用する電子証明書ファイルを指定してください。
指定した電子証明書のパスワードを入力してください。
操作が完了しましたら「次へ」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
ファイル名	<input type="text"/> <input type="button" value="参照"/>
パスワード	<input type="password"/> (半角英数字)
パスワードの表示	<input checked="" type="radio"/> パスワードを表示しない <input type="radio"/> パスワードを表示する

電子証明書の確認

- 電子証明書の内容を確認し、「電子署名の付与」をクリックすることで電子署名を申告・申請データに付与します。

電子署名の付与

操作の進捗>>電子証明書の選択>>電子証明書の確認>>電子署名の付与完了

電子証明書の確認

以下の証明書情報で作成した手続等に電子署名を付与します。
電子証明書の内容を確認し、よろしければ「電子署名の付与」ボタンを押してください。
電子署名を申告・申請データに付与します。

項目名	登録内容
シリアル番号	
発行先	
発行先別名	
発行元	
発行元別名	
有効期間	2010/04/06 ~ 2013/04/05

※ 電子署名の付与については、データ件数やパソコンの性能により、相当な時間がかかることがあります。

電子署名の付与完了

- 電子署名の付与が完了したら、「閉じる」をクリックします。

電子署名の付与

操作の進捗>>電子証明書の選択>>電子証明書の確認>>電子署名の付与完了

電子署名の付与完了

電子署名の付与が完了しました。

受付システムへの送信

- 電子署名の状態が、「署名済」になっていることを確認し、**送信**をクリックします。
- ※ メッセージボックスにフォルダを作成されている方で、受信通知を格納するフォルダを指定する場合は、**フォルダ選択**をクリックし、フォルダを選択します。

電子署名の付与又は削除

電子署名
電子署名とは

署名済
電子署名件数 1件

電子署名の付与
電子署名の削除

フォルダ選択

受信通知の格納先フォルダ
未選択(共通フォルダ)

フォルダ選択
フォルダ選択

戻る 添付書類 送信

送信の確認

- 確認メッセージが表示されるので、**はい**をクリックします。

受付システムへの送信

受付システムへ送信します。よろしいですか?

はい いいえ

即時通知の確認

- データの送信が完了すると「即時通知」が表示されます。**受信通知の確認**をクリックし、送信結果を確認してください。
- ※ 「即時通知」は、再表示できないため、印刷又は保存することをお勧めします。
- ※ 混雑時には、即時通知の表示まで時間を要することがありますが、ブラウザを閉じたりせずにお待ちいただくようお願いいたします。

NISAコーナー

ログイン中
前回ログイン日時 20xx/xx/xx xx:xx

ログアウト

手続の作成 ▶ 署名・受付システムへの送信 ▶ **送信結果の確認**

即時通知の確認

送信が完了しました。

送信した以下の申告・申請データは現在審査中です。

この即時通知は再表示できませんので、必要に応じて、印刷又は保存を行ってください。

- 審査の結果、正常に受け付けられない場合があります。必ず「受信通知の確認」ボタンを押して、申告・申請データの送信結果をご確認ください。
- 「受信通知の確認」ボタンを押しても受信通知が表示されない場合は、e-Taxホームページよりメッセージボックスの確認をしてください。
- 即時通知を紙で出力する場合は、「印刷」ボタンを押してください。電子ファイルで保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。

利用者識別番号(送信者)	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
受付日時	20xx/xx/xx xx:xx:xx
受付ファイル名	「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」.txt
受付番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
エラー情報	

印刷 保存 **受信通知の確認** 作成を続ける

ページ先へ

Copyright © 2017

受信通知の確認

- 「受信通知」画面を確認します。

受信通知

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	税務事務所
利用者識別番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏名又は名称	国税証券
代表者等氏名	国税 太郎
受付番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
受付日時	20XX/XX/XX XXXXXXX
種目	「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」

受信データ(XML)

受け付けた申告書等をXML形式でダウンロードする場合、下の「ダウンロード」をクリックしてください。

[ダウンロード](#)

電子申請等証明書交付請求

送信された申請等データについて、提出先の税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。

- 電子申請等証明書の交付請求

[交付請求](#)

- 送信された申請等データの内容

[ダウンロード](#)

(注)
1. 電子申請等証明書は、電子申請等を提出した日付で提出先の税務署長から交付されます。
2. 「2. 送信された申請等データの内容」は、「受信データ(XML)」の「ダウンロード」と同じファイルが作成されます。

アンケートのお願い

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用に関するアンケートを実施しておりますのでご協力ください。
[「国税電子申告・納税システム\(e-Tax\)の利用に関するアンケート」へ](#)

[閉じる](#)

ページ先読み

送信完了

- これで操作は完了です。
続けて作成される場合は、「作成を続ける」をクリックします。クリック後、CSVファイル選択画面(P10)が表示されますので、続けて作成を行ってください。
- ※ 続けて作成する場合は、再ログインの必要はありません。

NISAコーナー ログイン中 [ログアウト](#)

前回ログイン日時 20XX/XX/XX

手続の作成 [署名/交付システムへの送信](#) [送信結果の確認](#)

即時通知の確認

送信が完了しました。

送信した以下の申告・申請データは現在審査中です。
この即時通知は再表示できませんので、必要に応じて、印刷又は保存を行ってください。

- 審査の結果、正解に受け付けられない場合があります。
必ず「受信通知の確認」ボタンを押して、申告・申請データの送信結果をご確認ください。
- 「受信通知の確認」ボタンを押しても受信通知が表示されない場合は、e-Taxホームページよりメッセージボックスの確認を行ってください。
- 即時通知を紙で出力する場合は、「印刷」ボタンを押してください。電子ファイルで保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。

利用者識別番号(送信者)	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
受付日時	20XX/XX/XX XXXXXXX
受付ファイル名	「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」.txt
受付番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
エラー情報	

[印刷](#) [保存](#) [受信通知の確認](#) [作成を続ける](#)

ページ先読み

Copyright (C) 国税庁

7 送信後の受信通知確認、各種還元データの確認

(1) メッセージの確認

Top 画面

- Top 画面を表示し、「メッセージボックスの内容を確認される方へ」の「メッセージボックスの確認」をクリックします。

NISAコーナー

利用者識別番号をお持ちの方は、「手続の作成」ボタンを押してください。
はじめてe-Taxをご利用の方は、「開始届出書の作成・提出」ボタンを押して、利用者識別番号を取得してください。

メインメニュー ⑤ NISAコーナーでは、ブックマークの「戻る」ボタン、「更新」ボタンは押さないでください。

初めてe-Taxを利用される方へ
e-Taxを初めて利用される方は、開始届出書を提出して利用者識別番号を取得する必要があります。開始届出書は「開始届出書の作成・提出」ボタンからオンラインで提出することができます。
[開始届出書の作成・提出](#)

各種準備が完了し、手続を作成する方へ
利用者識別番号の取得が完了したらNISAに係る手続の作成を行うことができます。「手続の作成」ボタンを押してください。
※CSVファイルのチェックのみ実行することも可能です。
※e-Taxへ送信する場合は電子証明書が必要です。
[手続の作成](#)

メッセージボックスの内容を確認される方へ
メッセージボックスに格納された受信通知及び以下の還元データの確認を行うことができます。「メッセージボックスの確認」ボタンを押してください。
・申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報
・届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報
・非課税口座開設又は勘定設定の可否事項
・未成年者口座開設の可否事項
・申請事項等データに関する記載不備情報
※メッセージボックスへのログイン画面が開きます。
[メッセージボックスの確認](#)

還元データの署名検証をされる方へ
ダウンロードした以下の還元データは電子署名が付与されています。電子署名の検証を行う方は「署名検証」ボタンを押してください。
・届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報
・非課税口座開設又は勘定設定の可否事項
・未成年者口座開設の可否事項
[署名検証](#)

オプションメニュー
・ご利用準備のチェックを行う方はこちら

Copyright © 国税庁

受付システムへログイン

- 利用者識別番号、暗証番号を入力し、**ログイン**をクリックし、受付システムへログインします。

受付システム ログイン

マイナンバーカードをお持ちの場合
ICカードリーダーを準備し、「マイナンバーカードの読み取りへ」ボタンを押してください。

マイナンバーカードの読み取りへ

利用者識別番号・暗証番号をお持ちの場合
利用者識別番号と暗証番号を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

[利用者識別番号と暗証番号とは](#)

利用者識別番号

暗証番号

暗証番号を表示する

ログイン クリア

暗証番号をお忘れになった場合
「秘密の質問と答え」及び「メールアドレス」を登録している方は、次の「暗証番号再設定」から暗証番号の再設定を行ってください。

[暗証番号再設定](#)

「秘密の質問と答え」又は「メールアドレス」を登録していない方は、次の「変更等届出へ」から変更等届出書を提出してください。
また、利用者識別番号をお忘れになった方も、次の「変更等届出へ」より変更等届出書を提出してください。

[変更等届出へ](#)

メニューの選択

- メインメニュー画面の**確認画面へ**をクリックします。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中 ログアウト

受付システム

メインメニュー

メッセージボックス一覧

e-Taxに送信した申告・申請データの送信結果、税務署からのお知らせ等をメッセージボックス一覧から確認できます。

確認画面へ

メッセージの選択

- 確認したいメッセージをクリックします。

- ※ 送信した手続に対する受信通知、各種還元データの判別は、表示される画面の「手続き名」で判断してください。
- ※ 各種還元データは税務署での審査が完了した後にメッセージボックスに格納されます。e-Taxにメールアドレスを登録しておく、各種還元データがメッセージボックスに格納されたタイミングで通知が行われます。e-Taxにメールアドレスを登録する手順については、(P24)を参照ください。

メッセージの確認

- メッセージの内容を確認します。

- ※ 上記は送信した手続に対する受信通知の表示例です。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中
受付システム

メール詳細 (申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報)

閉じる

申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報を提供いたします。
申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報をダウンロードし、内容を確認してください。

利用者識別番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
受付番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

ダウンロード (XML形式)

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。
よろしければご協力ください。 [アンケートのページ](#)

[ページの先頭へ](#)

閉じる

※ 上記は「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」の提供時の表示例です。

※ 「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」は、「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」とは異なり、書面での提供を行いません。そのため当XMLデータの原本性を証明するために電子署名が付与されています。XMLデータの原本性を確認する手順については、P27 (3) を参照ください。

※ 各種還元データの見方については、巻末資料 (P34) を参照ください。

確認完了

○ これで送信後の受信通知確認、各種還元データの確認は完了です。

(2) メールアドレスの登録

Top 画面

- Top 画面を表示し、「メッセージボックスの内容を確認される方へ」の「メッセージボックスの確認」をクリックします。

The screenshot shows the NISA Corner website interface. At the top, there is a green header with the text 'NISAコーナー'. Below the header, there are instructions for users with and without a user ID. The main content area is titled 'メインメニュー' and contains several sections. The section titled 'メッセージボックスの内容を確認される方へ' (For those who need to check the message box content) is highlighted with a red box around the 'メッセージボックスの確認' button. This section lists items to be confirmed, such as application items, withdrawal items, and non-taxation items. Other sections include '初めてe-Taxを利用される方へ' (For first-time e-Tax users), '各種準備が完了し、手続を作成する方へ' (For those who have completed preparations and want to create procedures), and '還元データの署名検証をされる方へ' (For those who need to verify the signature of the rebate data).

受付システムへログイン

- 利用者識別番号、暗証番号を入力し、**ログイン**をクリックし、受付システムへのログインを行います。

受付システム ログイン

マイナンバーカードをお持ちの場合
ICカードリーダーを準備し、「マイナンバーカードの読み取りへ」ボタンを押してください。

マイナンバーカードの読み取りへ

利用者識別番号・暗証番号をお持ちの場合
利用者識別番号と暗証番号を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

[利用者識別番号と暗証番号とは](#)

利用者識別番号

暗証番号

暗証番号を表示する

ログイン クリア

暗証番号をお忘れになった場合
「秘密の質問と答え」及び「メールアドレス」を登録している方は、次の「暗証番号再設定」から暗証番号の再設定を行ってください。

[暗証番号再設定](#)

「秘密の質問と答え」又は「メールアドレス」を登録していない方は、次の「変更等届出へ」から変更等届出書を提出してください。
また、利用者識別番号をお忘れになった方も、次の「変更等届出へ」より変更等届出書を提出してください。

[変更等届出へ](#)

メニューの選択

- メインメニュー画面の**メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録**をクリックします。

各種登録・変更

- **暗証番号の変更**
受付システムにログインする際の暗証番号の変更を行うことができます。
- **納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称の登録・変更**
納税用確認番号等は納税手続を行う際の暗証番号等として使うものです。
- **メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録**
メッセージボックスに情報が格納された際のメール配信をご希望される方は、ご利用ください。
- **秘密の質問と答えの登録・変更**
秘密の質問と答えは、暗証番号を再発行する際の本人確認として使うものです。


- ※ メールアドレスを既に登録済みの方は改めて登録をする必要はありません。

メールアドレスの登録

- メールアドレスを入力し、**登録・変更**をクリックします。

メールアドレスの登録等・お知らせメールの宛名登録

■ メールアドレスの登録・変更・削除

 メールアドレスはお間違いのないよう入力してください。

メールアドレスを登録することで、「脱税番からのお知らせ」メールを受信することができます。
メインメールアドレス以外にも受信を希望される方は、サブメールアドレスをご登録ください。

- ・登録する場合は、メールアドレスを入力してください。
- ・変更する場合は、新たに登録するメールアドレスを入力してください。
- ・削除する場合は、メールアドレス入力欄を空欄にしてください。

入力が完了しましたら、「登録・変更」ボタンを押してください。

メインメールアドレス	<input type="text"/>	<input type="button" value="クリア"/>	
	確認のため、もう一度入力してください。	<input type="text"/>	<input type="button" value="クリア"/>
サブメールアドレス1	<input type="text"/>	<input type="button" value="クリア"/>	
	確認のため、もう一度入力してください。	<input type="text"/>	<input type="button" value="クリア"/>
サブメールアドレス2	<input type="text"/>	<input type="button" value="クリア"/>	
	確認のため、もう一度入力してください。	<input type="text"/>	<input type="button" value="クリア"/>

■ お知らせメールの宛名登録

「お知らせメールへ表示する宛名」には、e-Taxから送信されるお知らせメールの件名及び本文に表示したい宛名を任意に設定していただくことが可能です。

宛名の登録を行う場合は、入力されたメインメールアドレスに確認のための案内メールを送信します。
案内メールに記載されたURLよりアクセスし、利用者識別番号と暗証番号にて認証を行うことで、宛名の登録が完了します。
※宛名の登録が完了するまでは、お知らせメールに宛名は表示されませんので、ご注意ください。

登録する

宛名 (全角30文字以内)

- ※ サブメールアドレス、お知らせメールへ表示する宛名は必要に応じて入力してください。

登録完了

- メッセージが表示されると、メールアドレスの登録は完了です。各種還元データがメッセージボックスに格納されると、登録したメールアドレスに通知されます。

メールアドレス等の登録・更新結果

メールアドレスの更新が完了しました。

更新したメールアドレスにお知らせメールを送信しましたので、確認してください。

※メールが届かない場合は、更新したメールアドレスが誤っている可能性がありますので、確認をお願いします。

- (3) 「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」の署名検証

Top 画面

- Top 画面を表示し、「還元データの署名検証をされる方へ」の署名検証をクリックします。



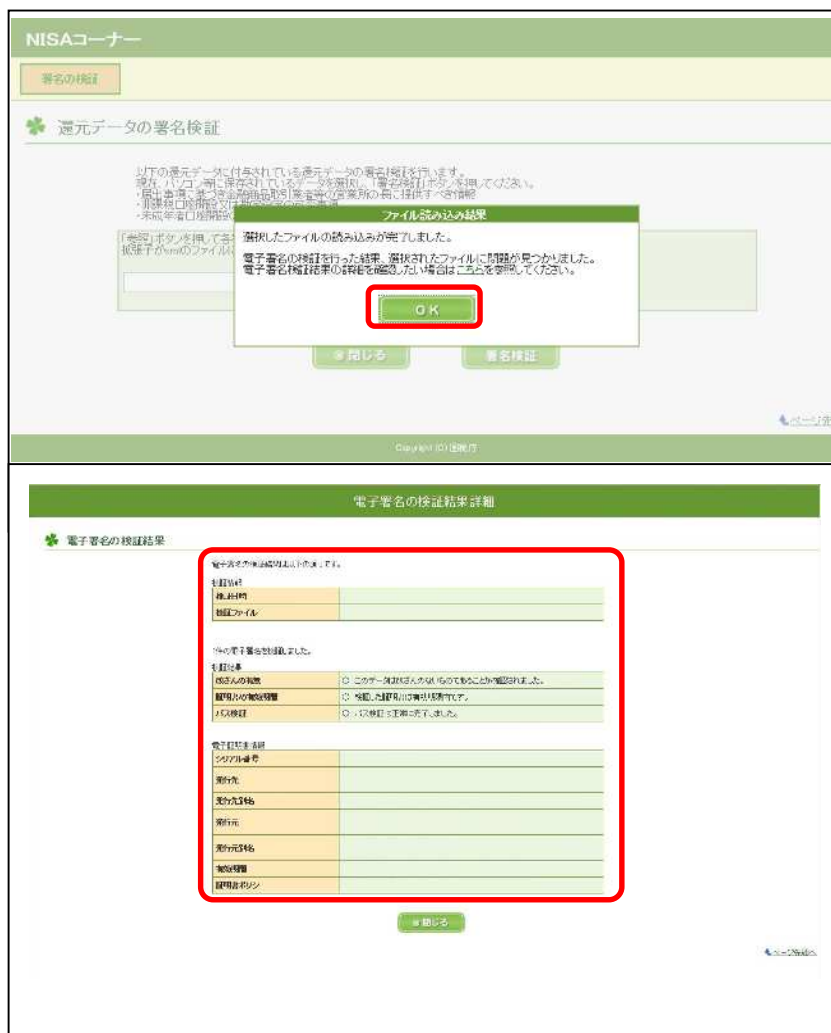
署名検証

- 参照をクリックし、ダウンロードした「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」ファイルを選択します。ファイル選択後に署名検証をクリックします。



署名検証完了

- 検証結果が表示されます。「こちら」のリンクをクリックすると、電子署名の検証結果詳細が表示されます。これで「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」の署名検証は完了です。



※ e-Taxソフトのサーバ署名の有効期限切れに対応したことに伴い、「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」又は「未成年者口座開設の可否事項」、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」について、平成28年11月1日以降に署名検証を行った場合に、検証結果として有効期限が切れているエラーが表示されることがあります（以下の画面参照）。

過去分の各種還元データについて署名検証を行う際にはご注意ください。

なお、各種還元データの内容等に影響はありません。

電子署名の検証結果詳細

電子署名の検証結果

電子署名の検証結果は以下の通りです。

検証日時	
検証時刻	
検証ファイル	

件の電子署名を検証しました。

検証結果	
改ざんの有無	○ このデータは改ざんのないものであることが確認されました。
証明書の有効期間	※ 検証時に証明書の有効期限が切れています。(2)
パス検証	

電子証明書情報	
シリアル番号	
発行元	
発行元別名	
発行元	
発行元別名	
有効期限	
証明書ポリシー	

※ 閉じる

戻る

巻末資料 CSV ファイルチェックエラー

- CSVファイル読込時に内容不備等のエラーがあると、以下の画面が表示されます。画面に表示された内容に従って、CSV ファイルの修正を行ってください。

NISAコーナー

手続の作成 ▶ 署名・受付システムへの送信 ▶ 送信結果の確認

✿ CSVファイルチェックエラー一覧

CSVファイルのチェックを行った結果、以下のエラーが検出されました。なお、エラーは100件までの表示となります。101件目以降のエラー内容を確認する場合は、「CSV出力」ボタンを押し、エラー一覧のCSVファイルを出力してください。

[エラーの確認方法について](#)

ファイル名: 001dat 01.csv
全部で9件エラーがあります。

「印刷」ボタンで画面に表示されているエラー一覧の印刷、「CSV出力」ボタンでエラー一覧のCSVファイルが出力できます。

項番	エラーレコード	エラー位置	エラー内容
1	1レコード目	2	値が入力されていません。

(1) エラーは読込ファイル単位に出力

エラー一覧画面は CSV ファイルごとに出力されます。なお、windows/ Edge 以外の場合、「印刷」ボタンは表示されません。

(2) エラー箇所の特定

画面に出力されている「エラーレコード」は CSV ファイルの行番号を意味します。「エラー位置」はカンマ（,）記号で区切られたそれぞれの項目のうち、先頭から何番目の項目でエラーが発生しているかが出力されます。

例えば「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」又は「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」について、3 行目に記載されたレコードの、先頭から 6 番目の CSV 項目となる「申請者の氏名」の内容にエラーが発生している場合、「エラーレコード」は「3レコード目」、「エラー位置」は「6」と出力されます。

(3) エラー内容

エラー内容が出力されます。エラー内容を確認し、CSV ファイルを修正してください。なお、エラー内容は以下の種類があります。

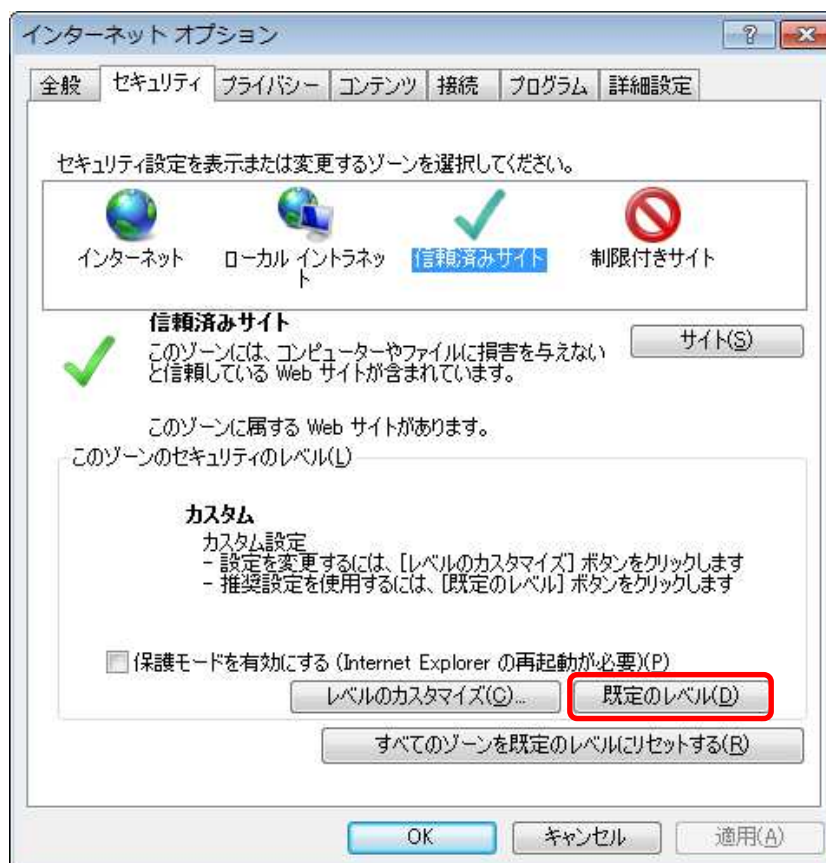
項番	エラー内容
1	値が入力されていません。
2	入力された局署名称は正しくありません。
3	全角カタカナ以外の文字が含まれています。
4	半角数字以外の文字が含まれています。
5	入力が不要な項目です。
6	使用できない文字が含まれています。
7	入力できる文字数を超えています。
8	入力された桁数が正しくありません。
9	値の範囲外です。
10	入力内容が正しくありません。
11	入力された局署番号は正しくありません。
12	入力された日付は実在しません。
13	入力された日付の関連性が正しくありません。

巻末資料 その他エラーが発生した場合の対処

- お使いのブラウザの設定状況によっては、NISA コーナーのページが正しく開けない場合や、各種操作時にエラーが発生する場合があります。以下の手順に従ってブラウザの設定を確認してください。

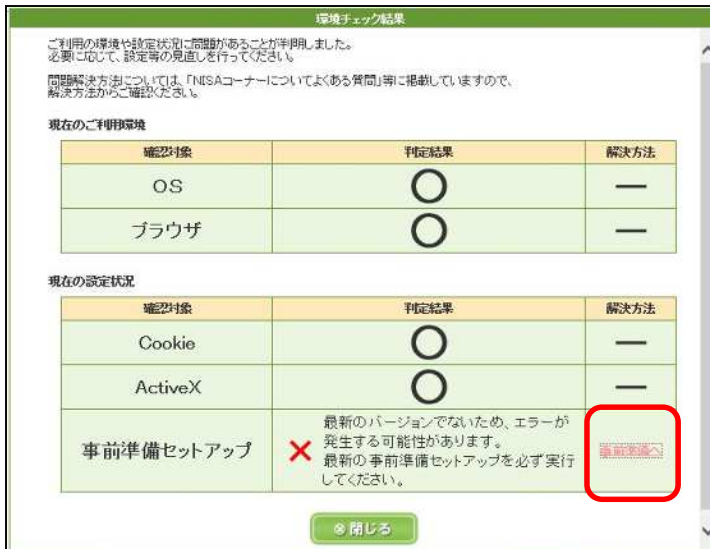
セキュリティ設定の確認

お使いのPCのインターネットオプションを表示してください。「セキュリティ」タブをクリックし、「信頼済みサイト」をクリックします。以下の画面のように「このゾーンのセキュリティのレベル」が「カスタム」となっている場合、「既定のレベル」ボタンをクリックしてください。「中」と表示されていれば、規定のレベルとなっています。なお、この操作によってブラウザのセキュリティのレベルが変更されますので、ご注意ください。



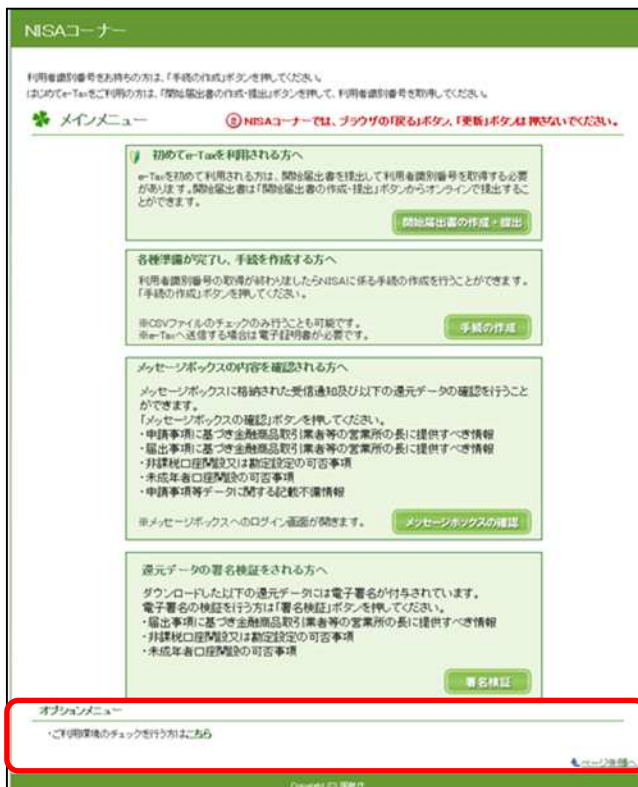
推奨環境チェック結果の確認

NISA コーナーのページへ接続した場合に、ご利用の環境が不十分であると以下のような画面が表示されることがあります。「環境チェック結果」画面の「判定結果」が「×」となっている項目について、「解決方法」のリンクを参照しながら設定等の見直しをお願いします。



(図は事前準備セットアップが不十分だった場合の画面です。)

また、NISA コーナーのオプションメニューから再度推奨環境チェック画面について表示することが可能です。



(参考) XML 形式サンプルデータの見方
 申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に
 提供すべき情報
 (租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項)

XML Editor で開いた場合

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DATA xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen">
  <GEP010 VR="1.0">
    <PLA00000>
      <PLA00010>識別するための記号又は番号1</PLA00010>
      <PLA00020>0</PLA00020>
      <PLA00030 />
    </PLA00000>
    <PLA00000>
      <PLA00010>識別するための記号又は番号2</PLA00010>
      <PLA00020>1</PLA00020>
      <PLA00030>12345678900101</PLA00030>
    </PLA00000>
    <PLA00000>
      <PLA00010>識別するための記号又は番号3</PLA00010>
      <PLA00020>1</PLA00020>
      <PLA00030>12345678900103</PLA00030>
    </PLA00000>
  </GEP010>
</DATA>
```

1レコード目

2レコード目

3レコード目

XML Editor で開いた場合 (未成年者非課税適用確認書が交付される場合)

```
<PLA00000>
  <PLA00010>識別するための記号又は番号1</PLA00010>
  <PLA00020>1</PLA00020>
  <PLA00030>12345678900101</PLA00030>
</PLA00000>

<PLA00000>
  <PLA00010>識別するための記号又は番号2</PLA00010>
  <PLA00020>2</PLA00020>
  <PLA00030>12345678900102</PLA00030>
</PLA00000>
```

タグ名(※)とタグ名の間が「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」になります。

XML Editor で開いた場合（未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合）

```
<PLA00000>  
<PLA00010>識別するための記号又は番号 0</PLA00010>  
<PLA00020>0</PLA00020>  
<PLA00030/>  
</PLA00000>
```

```
<PLA00000>  
<PLA00010>識別するための記号又は番号 3</PLA00010>  
<PLA00020>3</PLA00020>  
<PLA00030/>  
</PLA00000>
```

「未成年者非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の別」が「0（通知書）」又は「3（通知書（同時の重複申請あり）」）の場合には、「整理番号」は、記録されません。

※ タグ名の説明

タグ名	項目名
PLA00010	未成年者非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号
PLA00020	未成年者非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の別
PLA00030	整理番号

※ 届出事項等の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号（タグ名 PLA00010）」に記録されません（タグ名のみ記録されます）ので、ご注意ください（「未成年者非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号（タグ名 PLA00010）」の情報は、「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」のデータと「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」のデータを突合する場合にご活用ください。）。

※ 「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報（租税特別措置法施行令第25条の13の8第29項）」については、e-Taxで申請した受付番号の単位でメッセージボックスに格納されることから、同一ファイルに混在する場合があります。

(参考) XML 形式サンプルデータの見方
非課税口座開設又は勘定設定の可否事項

XML Editor で開いた場合

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DATA xmlns:gen ="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/general "
xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen ">
  <GEP020 id="GEP020" VR="1.0">
    <PMA00000>
      <PMA00010>国税 太郎</PMA00010>
      <PMA00020>コクゼイ タロウ</PMA00020>
      <PMA00030>
        <gen:era>3</gen:era>
        <gen:yy>63</gen:yy>
        <gen:mm>12</gen:mm>
        <gen:dd>31</gen:dd>
      </PMA00030>
      <PMA00040>1</PMA00040>
      </PMA00050>
      <PMA00060>12345678900101</PMA00060>
      <PMA00070>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>27</gen:yy>
      </PMA00070>
      <PMA00080>識別するための記号又は番号1</PMA00080>
    </PMA00000>
    <PMA00000>
      <PMA00010>国税 花子</PMA00010>
      <PMA00020>コクゼイ ハナコ</PMA00020>
      <PMA00030>
        <gen:era>3</gen:era>
        <gen:yy>43</gen:yy>
        <gen:mm>04</gen:mm>
        <gen:dd>01</gen:dd>
      </PMA00030>
      <PMA00040>0</PMA00040>
      <PMA00050>01</PMA00050>
      <PMA00060>12345678900102</PMA00060>
      <PMA00070>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>27</gen:yy>
      </PMA00070>
      <PMA00080>識別するための記号又は番号2</PMA00080>
    </PMA00000>
  </GEP020>
  ~~電子署名部分~~
</DATA>
```

1レコード目

2レコード目

XML Editor で開いた場合 (非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができる場合)

```
<PMA00040>1</PMA00040>
</PMA00050>
<PMA00060>12345678900103</PMA00060>
```

〈PMA00040〉に「1」が記録されている場合には、〈PMA00050〉には記録されません (タグ名のみ記録されます。)

XML Editor で開いた場合 (非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合)

```
<PMA00040>0</PMA00040>
<PMA00050>01</PMA00050>
<PMA00060>12345678900104</PMA00060>
```

提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項 (廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合には、〈PMA00050〉に「01」が記録されます。

XML Editor で開いた場合（非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合）

```
<PMA00040>0</PMA00040>  
<PMA00050>02</PMA00050>  
<PMA00060>12345678900105</PMA00060>
```

提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合には、<PMA00050>に「02」が記録されます。

XML Editor で開いた場合（非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合）

```
<PMA00040>0</PMA00040>  
<PMA00050>03</PMA00050>  
<PMA00060>12345678900106</PMA00060>
```

提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合には、<PMA00050>に「03」が記録されます。

※ タグ名の説明

タグ名	項目名
PMA00010	提出者の氏名
PMA00020	提出者のフリガナ
PMA00030	提出者の生年月日
PMA00040	非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができる旨又はできない旨
PMA00050	非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由
PMA00060	提出者の整理番号
PMA00070	非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分
PMA00080	廃止通知書を識別するための記号又は番号

※ 届出事項等の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「廃止通知書を識別するための記号又は番号（タグ名 PMA00080）」に記録されません（タグ名のみ記録されます）ので、ご注意ください（「廃止通知書を識別するための記号又は番号（タグ名 PMA00080）」の情報は、「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」のデータと「提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）」のデータを突合する場合にご活用ください。）。

※ 「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」については、e-Tax で申請した受付番号の単位でメッセージボックスに格納されることから、同一ファイルに混在する場合があります。

※ 当 XML データには原本性を証明するために電子署名が付与されています。XML データの原本性を確認する手順については、P27（3）を参照ください。

(参考) XML 形式サンプルデータの見方
未成年者口座開設の可否事項

```
XML Editor で開いた場合
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
< DATA xmlns:gen ="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/general
" xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen ">
  <GEP020 id="GEP020" VR="1.0">
    <PMA00000>
      <PMA00010>国税 太郎</PMA00010>
      <PMA00020>コクゼイ タロウ</PMA00020>
      <PMA00030>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>20</gen:yy>
        <gen:mm>12</gen:mm>
        <gen:dd>31</gen:dd>
      </PMA00030>
      <PMA00040>1</PMA00040>
      </PMA00050>
      <PMA00060>12345678900101</PMA00060>
      <PMA00070>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>28</gen:yy>
      </PMA00070>
      <PMA00080>識別するための記号又は番号1</PMA00080>
    </PMA00000>
    <PMA00000>
      <PMA00010>国税 花子</PMA00010>
      <PMA00020>コクゼイ ハナコ</PMA00020>
      <PMA00030>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>21</gen:yy>
        <gen:mm>04</gen:mm>
        <gen:dd>01</gen:dd>
      </PMA00030>
      <PMA00040>0</PMA00040>
      <PMA00050>01</PMA00050>
      <PMA00060>12345678900102</PMA00060>
      <PMA00070>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>28</gen:yy>
      </PMA00070>
      <PMA00080>識別するための記号又は番号2</PMA00080>
    </PMA00000>
  </GEP020>
  ~ ~ 電子署名部分 ~ ~
</DATA>
```

1レコード目

2レコード目

XML Editor で開いた場合 (未成年者口座の開設ができる場合)

```
<PMA00040>1</PMA00040>
</PMA00050>
<PMA00060>12345678900103</PMA00060>
```

<PMA00040>に「1」が記録されている場合には、<PMA00050>には記録されません (タグ名のみ記録されます。)

XML Editor で開いた場合 (未成年者口座の開設ができない場合)

```
<PMA00040>0</PMA00040>
<PMA00050>01</PMA00050>
<PMA00060>12345678900104</PMA00060>
```

提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る廃止届出事項 (廃止年月日が同一のものに限ります。) の提供がない場合には、<PMA00050>に「01」が記録されます。

XML Editor で開いた場合（未成年者口座の開設ができない場合）

```
<PMA00040>0</PMA00040>  
<PMA00050>02</PMA00050>  
<PMA00060>12345678900105</PMA00060>
```

提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合には、<PMA00050>に「02」が記録されます。

XML Editor で開いた場合（未成年者口座の開設ができない場合）

```
<PMA00040>0</PMA00040>  
<PMA00050>03</PMA00050>  
<PMA00060>12345678900106</PMA00060>
```

提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合には、<PMA00050>に「03」が記録されます。

※ タグ名の説明

タグ名	項目名
PMA00010	提出者の氏名
PMA00020	提出者のフリガナ
PMA00030	提出者の生年月日
PMA00040	未成年者口座の開設ができる旨又はできない旨
PMA00050	未成年者口座の開設ができない理由
PMA00060	提出者の整理番号
PMA00070	非課税管理勘定の年分
PMA00080	廃止通知書を識別するための記号又は番号

※ 届出事項等の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「廃止通知書を識別するための記号又は番号（タグ名 PMA00080）」に記録されません（タグ名のみ記録されます）ので、ご注意ください（「廃止通知書を識別するための記号又は番号（タグ名 PMA00080）」の情報は、「未成年者口座開設の可否事項」のデータと「提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）」のデータとの突合を行う場合にご活用ください。）。

※ 「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」については、e-Tax で申請した受付番号の単位でメッセージボックスに格納されることから、同一ファイルに混在する場合があります。

※ 当 XML データには原本性を証明するために電子署名が付与されています。XML データの原本性を確認する手順については、P27（3）を参照ください。

(参考) XML 形式サンプルデータの見方

届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報

XML Editor で開いた場合

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DATA xmlns:gen="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/general"
xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen">
  <GEP030 id="GEP030" VR="1.0">
    <PNA00000>
      <PNA00010>識別するための記号又は番号</PNA00010>
      <PNA00020>1</PNA00020>
      <PNA00030>国税 太郎</PNA00030>
      <PNA00040>コクゼイ タロウ</PNA00040>
      <PNA00050>
        <gen:era>3</gen:era>
        <gen:yy>63</gen:yy>
        <gen:mm>12</gen:mm>
        <gen:dd>31</gen:dd>
      </PNA00050>
      <PNA00060/>
      <PNA00070>77018400000020</PNA00070>
      <PNA00080>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>30</gen:yy>
      </PNA00080>
    </PNA00000>
    <PNA00000>
      <PNA00010>識別するための記号又は番号</PNA00010>
      <PNA00020>2</PNA00020>
      <PNA00030>国税 花子</PNA00030>
      <PNA00040>コクゼイ ハナコ</PNA00040>
      <PNA00050>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>02</gen:yy>
        <gen:mm>11</gen:mm>
        <gen:dd>04</gen:dd>
      </PNA00050>
      <PNA00060>東京都千代田区霞が関3-1-1</PNA00060>
      <PNA00070>77018400000046</PNA00070>
      <PNA00080>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>30</gen:yy>
      </PNA00080>
    </PNA00000>
  </GEP030>
  ~ ~電子署名部分~ ~
</DATA>
```

1レコード目

2レコード目

XML Editor で開いた場合 (非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができる場合)

```
<PNA00020>1</PNA00020>
<PNA00030>国税 太郎</PNA00030>
<PNA00040>コクゼイ タロウ</PNA00040>
```

XML Editor で開いた場合 (非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合)

```
<PNA00020>2</PNA00020>
<PNA00030>国税 花子</PNA00030>
<PNA00040>コクゼイ ハナコ</PNA00040>
```

XML Editor で開いた場合 (同日日重複の申請事項もしくは届出事項の提出があったため
非課税口座の開設又は管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合)

<PNA00020>3</PNA00020>
<PNA00030>国税 次郎</PNA00030>
<PNA00040>コクゼイ ジロウ</PNA00040>

※ タグ名の説明

タグ名	項目名
PNA00010	届出事項を識別するための記号又は番号
PNA00020	他の届出事項及び申請事項の有無
PNA00030	提出者の氏名
PNA00040	提出者のフリガナ
PNA00050	提出者の生年月日
PNA00060	提出者の現住所（居所）又は所在地
PNA00070	整理番号
PNA00080	（空白）

※ 届出事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「届出事項を識別するための記号又は番号（タグ名 PNA00010）」に記録されません（タグ名のみ記録されます）ので、ご注意ください（「届出事項を識別するための記号又は番号（タグ名 PNA00010）」の情報は、「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」のデータと「届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）」のデータを突合する場合にご活用ください。）。

※ 当 XML データには原本性を証明するために電子署名が付与されています。XML データの原本性を確認する手順については、P27（3）を参照ください。

(参考) XML 形式サンプルデータの見方
届出事項等データに関する記載不備情報

XML Editor で開いた場合

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DATA xmlns:gen="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/general"
xmlns="https://xml.e-tax.nta.go.jp/XSD/gensen">
  <GEP040 VR="1.0">
    <PPA00000>
      <gen:yyyy>2019</gen:yyyy>
      <gen:mm>01</gen:mm>
      <gen:dd>08</gen:dd>
    </PPA00000>
    <PPB00000>01101</PPB00000>
    <PPC00000>麴町 </PPC00000>
    <PPD00000>コクゼイ証券</PPD00030>
    <PPE00000>
      <PPE00010>国税 太郎</PPE00010>
      <PPE00020>コクゼイ タロウ</PPE00020>
      <PPE00030>77018400000020</PPE00030>
      <PPE00040>
        <gen:era>3</gen:era>
        <gen:yy>63</gen:yy>
        <gen:mm>12</gen:mm>
        <gen:dd>31</gen:dd>
      </PPE00040>
      <PPE00050>20190104093000000000</PPE00050>
      <PPE00060>00000001</PPE00060>
      <PPE00070>003</PPE00070>
      <PPE00080>04</PPE00080>
      <PPE00090>01</PPE00090>
      <PPE00100>営業所使用欄の内容</PPE00100>
    </PPE00000>
    <PPE00000>
      <PPE00010>国税 花子</PPE00010>
      <PPE00020>コクゼイ ハナコ</PPE00020>
      <PPE00030>77018400000046</PPE00030>
      <PPE00040>
        <gen:era>4</gen:era>
        <gen:yy>02</gen:yy>
        <gen:mm>11</gen:mm>
        <gen:dd>04</gen:dd>
      </PPE00040>
      <PPE00050>20190104093000000000</PPE00050>
      <PPE00060>00000002</PPE00060>
      <PPE00070>009</PPE00070>
      <PPE00080>09</PPE00080>
      <PPE00090>11</PPE00090>
      <PPE00100>営業所使用欄の内容</PPE00100>
    </PPE00000>
  </GEP040>
</DATA>
```

1レコード目

2レコード目

XML Editor で開いた場合 (エラーコードの見方)

```
<PPE00070>009</PPE00070>
<PPE00080>09</PPE00080>
<PPE00090>11</PPE00090>
```

届出事項等に記録された提出者について、記載不備の理由である、エラーコード (AAA-BB-CC) が<PPE00070>~<PPE00090>に記録されます。

※ タグ名の説明

タグ名	項目名
PPA00000	処理年月日
PPB00000	局署番号
PPC00000	局署名称
PPD00000	提出先営業所名称
PPE00000	エラー単位
PPE00010	提出者の氏名
PPE00020	提出者のフリガナ
PPE00030	提出者の整理番号
PPE00040	提出者の生年月日
PPE00050	e-Tax 受付番号
PPE00060	行番号
PPE00070	エラーコード A (届出事項等の種類)
PPE00080	エラーコード B (エラーの種類)
PPE00090	エラーコード C (エラー項目番号 (申請書・届出書内の項番を示す。))
PPE00100	営業所使用欄

※ 「届出事項等データに関する記載不備情報」(以下「記載不備還元データ」といいます。)の処理方法については、国税庁 HP>ホーム>利用者別に調べる>源泉徴収義務者の方>NISA に関する情報>記載不備還元データについて>記載不備還元データの処理要領 (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/kisaifubi.htm>) をご確認ください。

※ 届出事項等の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合は、「営業所使用欄 (タグ名 PPE00100)」に記録されません (タグ名のみ記録されます) ので、ご注意ください (「エラーコード A (タグ名 PPE00070)」、「営業所使用欄 (タグ名 PPE00100)」の情報は、記載不備還元データと届出事項等のデータを突合する場合にご活用ください。)

※ 1 義務者につき複数のエラーコードが生じた場合、「エラー単位 (タグ名 PPE00000)」毎に複数レコードが作成されます。

※ 記載不備還元データについては、e-Tax で申請した受付番号の単位でメッセージボックスに格納されることから、全ての申請区分が同一ファイルに混在する場合があります。また、同一の受付番号であっても処理年月日が相違する記載不備があれば、別のファイルが作成される場合があります。